都市建設部

令和８年(2026年)11月24日調製

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

ページ

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要 …… １

２　函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子 …… ２～３

３　工事請負契約について

（１）市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期１工区］…… ４～５

（２）市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期２工区］…… ４～５

４　公の施設の指定管理者の指定について …… ６

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要

一般会計

［歳　入］　　（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	
土 木 使 用 料	231	市営住宅共同浴場使用料増	231
		湯川団地共同浴場増	231

２　函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

市営住宅の特定共同浴場の使用料を改定するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の改定に合わせ，湯川団地共同浴場の使用料を以下のとおり改定する。

区分	改定前	改定後
大人	５００円	５５０円
使用回数券 （大人１１回券）	５，０００円	５，５００円

（中人は１５０円，小人は８０円で据置き）

(3) 施行期日

令和８年１２月２３日から施行する。

函館市営住宅条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第58条の16　特定共同浴場を使用しようとする者は，あらかじめ，別表に定める使用料を納めなければならない。
２　市長は，公益上その他特に必要があると認めるときは，前項の使用料を減免することができる。

別表（第58条の16関係）
<table><tr><th>区　分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大人（12歳以上の者をいう。）</td><td>500円</td></tr><tr><td>中人（６歳以上12歳未満の者をいう。）</td><td>150円</td></tr><tr><td>小人（６歳未満の者をいう。）</td><td>80円</td></tr><tr><td>使用回数券（大人11回券）</td><td>5,000円</td></tr></table></td><td>（使用料）
第58条の16　（略）

２　（略）

別表（第58条の16関係）
<table><tr><th>区　分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大人（12歳以上の者をいう。）</td><td>550円</td></tr><tr><td>中人（６歳以上12歳未満の者をいう。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>小人（６歳未満の者をいう。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>使用回数券（大人11回券）</td><td>5,500円</td></tr></table></td></tr>
</table>

3　工事請負契約について

工　事　名	(1) 市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期１工区］	(2) 市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期２工区］
工事請負契約の内容	令和８年７月１５日に契約した市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期１工区］および［第１期２工区］について，函館市契約条例第２条の規定により，それぞれ工事請負変更契約する。	
請負金額	当　初　１３７，０９６，３００円 変更後　１５５，０７８，０００円	当　初　１３６，５０３，０２６円 変更後　１５１，５６９，０００円
契　約　日	令和８年７月１５日	
工　　期	令和８年７月１６日から令和９年３月１２日まで	
請　負　人	松本組・西武建設運輸市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期１工区］共同企業体 代表者　函館市吉川町4番30号 株式会社松本組 函館市亀田中野町219番地14 株式会社西武建設運輸	紀の國建設・函館環境衛生市営住宅中道２丁目団地解体工事［第１期２工区］共同企業体 代表者　函館市昭和1丁目3番8号 紀の國建設株式会社 函館市金堀町5番23号 函館環境衛生株式会社
工事場所	函館市中道２丁目２１番１号～１０号， ２２番１号～８号，２３番１号および２号	
工事概要	主な工事　市営住宅中道２丁目団地の解体工事	
請負金額変更の理由	解体工事の着手後，壁構成材の一部が設計書（鉄筋コンクリート）とは異なり，木片セメント板にて施工されていることが判明したことから，設計図書に記載のない施工内容（木片セメント板解体）や当該材料の運搬および処分費について，請負人から函館市工事契約約款第１８条第１項第４号（現場不符合）の規定に基づく請求があり，現場確認の結果，設計図書と工事現場の状態に相違が認められたため。	

［参考］函館市工事請負契約約款　抜粋

（設計図書と工事現場の状態との不一致，条件の変更等）

第１８条　（略）

(1)～(3)　（略）

(4) 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)　（略）

２～５　（略）

６　前項の規定により設計図書の訂正または変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期もしくは請負代金額を変更し，または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

市営住宅中道２丁目団地

位　置　図

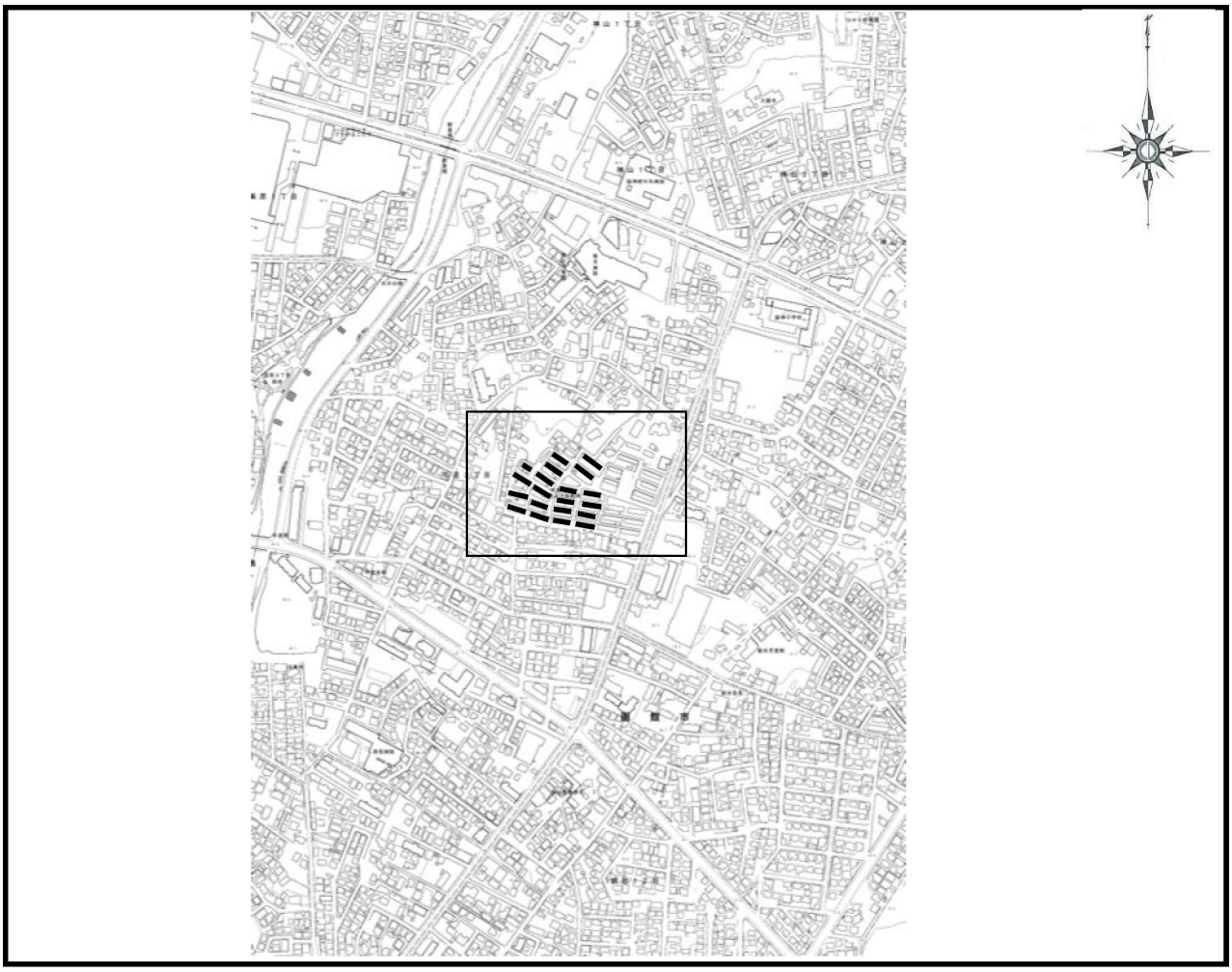

：令和８年度大川団地整備事業（対象住棟）

配　置　図

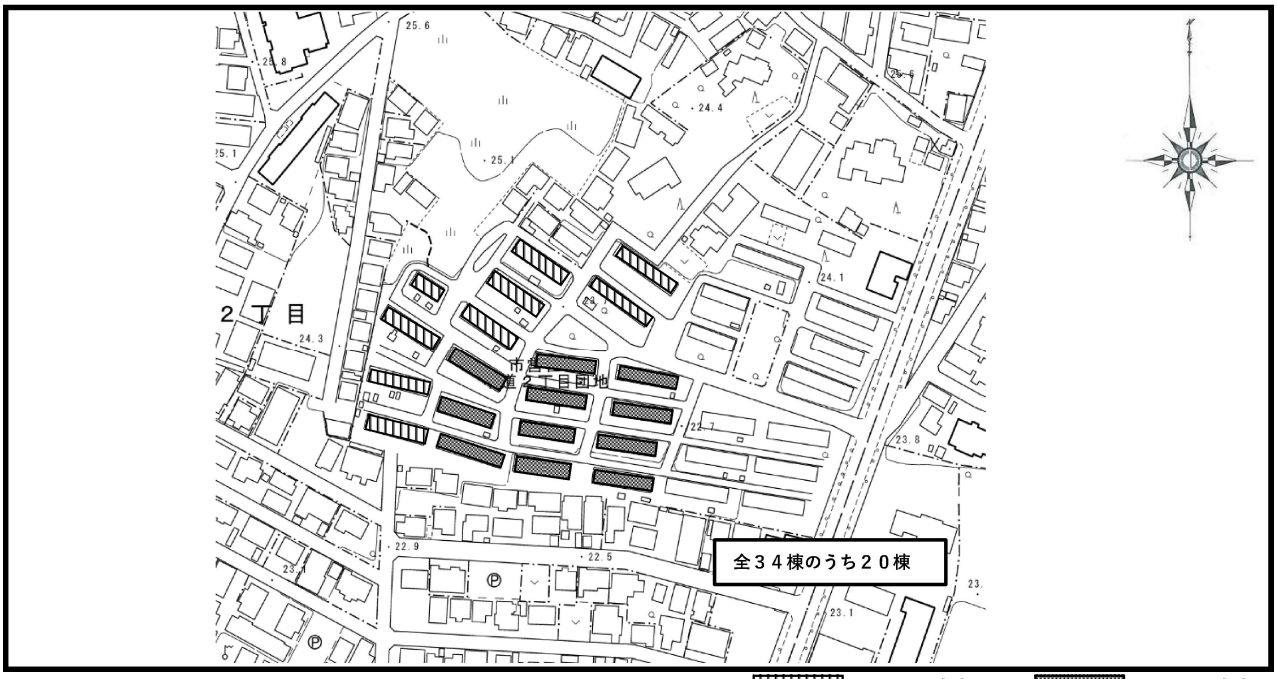

：１工区　　：２工区

４　公の施設の指定管理者の指定について

（１）　函館市営住宅等および函館市特定公共賃貸住宅等の指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

その１

名称　函館市営住宅等

位置　市の区域内に存する市営住宅および共同施設

その２

名称　函館市特定公共賃貸住宅等

位置　市の区域内に存する特定公共賃貸住宅および駐車場

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市花園町２４番２号

名称　一般財団法人函館市住宅都市施設公社

代表者の氏名　理事長　佐賀井　学

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

エ　候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

一般財団法人函館市住宅都市施設公社

(ｲ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ　管理委託料

２，９９９，６５３千円